CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区 広報

千代田

6/5 NO.897
平成6年(1994年)
発行：東京都千代田区
〒102 千代田区九段南1-6-11
編集：千代田区企画部広報課

区役所の代表電話は
☎3264-0151
(毎月5日・20日に発行)

『福祉のまちづくり』にご協力ください

区内で暮らすすべての人びとが、安全で快適に暮らせる街―こんなまちの実現のため、区では、「千代田区福祉環境整備要綱」に基づき区立施設を整備・改善しながら、多くの人びとに利用されている公共性の高い民間建築物などの建築主にもご協力をお願いし、「福祉のまちづくり」を進めています。

問合せ 福祉部管理課

いま、『まち』は

障害を持つ方を対象に実施したアンケートでは、外出時に不便に思うこととして、主に、駅などの階段や道路の段差、歩道上の自転車や商品、トイレの使い勝手、建物に手すりがないことなどが挙げられています。

このような声に応えるため、区では積極的な施設の整備、改善に向け、建築主との協議を行っています。現在までに区が民間の公共的建築物の新築、増改築にあたって協議してきた185件（平成6年3月現在）のうち、建物では車いす用トイレ22件、車いす用エレベーター20件、スロープなど出入口が185件整備されます。

誰もが住みやすい街を実現させるためにも、福祉のまちづくりをより進めていく必要があります。ぜひご理解、ご協力をお願いします。

対象施設

- 公共的建築物（病院、医院、理髪店、各種学校など、不特定多数の方が出入りする施設）
- 道路
- 公園

※施設の用途によって、整備をお願いする箇所や内容が異なりますので、くわしくはお問い合わせください。

事前協議

対象となる施設を新設（新築）増設（増築）または改修（改築）しようとする場合は、事前に区との協議をお願いしています。

整備資金の助成

だれもが安全、快適に利用できるように、区内の施設を整備する方には、経費の一部を区が助成します。

対象 中小企業者、公益法人のほか、区長が特に必要と認めたもの

助成額 対象経費の2分の1（1か所につき50万円、1施設につき100万円が限度）

※この助成は同じ年度内で、1施設につき1回受けられます。

整備基準

アプローチ、駐車場、玄関・出入口、スロープ、ろうか、階段、手すり、便所（車いす用）、洗面所、エレベーターなど、各対象施設には、整備基準が設けられています。くわしくはお問い合わせください。

たとえば……

▼アプローチ

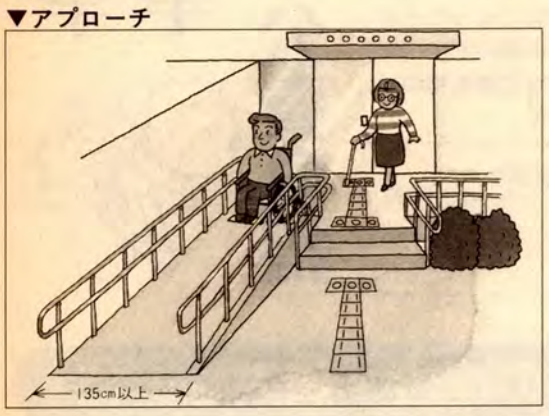

道路から建物の入口まで段差がなく、安全に通行できる歩行者通路が理想的。やむをえず段差が残る場合は、スロープを設けましょう。

▼便所（車いす用）

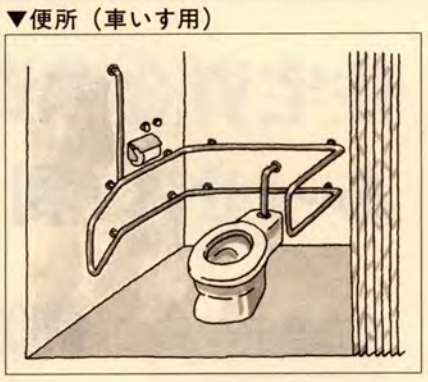

車椅子を使用する方が利用しやすい便所を、玄関ホールや階段などわかりやすいところに設置してください。

▼エレベーター

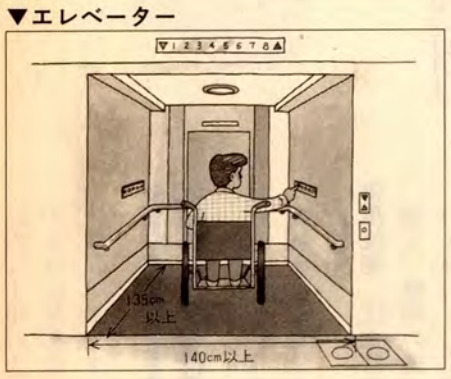

とびらの前に車いすで回転できるスペースを設け、エレベーターの中は専用操作盤、手すり、鏡などを取り付けます。
階数を音声、点滅灯などで知らせたり、操作盤などに点字表示があると便利です。

あなたのお宅へ「声の訪問」

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で希望する方に、区の相談員が定期的にお電話して安否を確認するとともに、お話や相談のお相手となるのが「声の訪問」。

現在このサービスを利用している方からは、「ただ話相手をしてくれるだけでなく、親身に接してくださるので、ほんとうに助かります」と大変好評です。

70歳以上の該当する世帯の方には、6月中旬に希望調査のハガキをお送りしますので、お申し込みください。

問合せ 高齢者福祉課相談係

お申しこみを！

区民のみなさまにおわびします

このたび新聞等で報じられた教育委員会生涯学習振興課の平成4年度予算に伴う不適切な執行の件につきましては、区民のみなさまの区政に対する信頼を著しく損ねた不祥事であり、深くおわびいたします。

総合文化施設建設に伴う学術的調査について、その時期をずらして行うつもりであったとはいえ、架空の領収書によって事業予算を保留金として保管し、他事業に一部使用していたことは、法令、諸規則に明らかに違反した行為であり、誠に遺憾に存じます。

区議会においても、ただちに関係委員会の連合審査会が開催され、連日にわたり審議が行われたところです。

信用失墜を起こした前課長を始め関係職員に対しては、厳正に処分をし、私自身、統括責任者として自らを律し、責任を明らかにするため、給与の減額を行い、助役、収入役、教育長についても、給料の一部を辞退したところです。

今後、自らの心を引き締め、このようなことが起きないよう、適正かつ公正な事務執行、事務処理における内部管理体制の確認など、事務の執行に万全を期し、清潔で区民に信頼される区政に向け、全職員一丸となって全力を傾けてまいる所存であります。

区民のみなさまには今後とも、区政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、深くおわびいたします。

千代田区長 木村 茂

☆次号は 6 月20日(月)に新聞折り込みでお届けします☆

区議会議員選挙
区長選挙

選挙運動費用を公費負担

去る平成6年第1回定例区議会では、選挙の公平と選挙運動における候補者間の機会均等を図るための「東京都千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」が可決成立しました。

これにより、次回の選挙からは、一定の範囲内で下表のとおり、区が候補者に代わり各契約業者に費用を支払うことになります。

なお、手続きなど、くわしくはお問い合わせください。

問合せ　選挙管理委員会事務局

公職の候補者等の政治活動用ポスターの掲示が任期満了日の6か月前の日から投票日まで禁止されました。

▼公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象			公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	自動車借入れ契約（レンタル）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	各日について13,390円　13,390円×7日＝93,730円	①契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る ②無投票当選により投票を行わなくなったときは、その事由が生じた日までが公費負担の対象となる
	燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（代替車を含む）	7,210円×選挙運動の日数　7,210円×7日＝50,470円	
	運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日は1人に限る）	各日について10,000円　10,000円×7日＝70,000円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数を乗じた金額 ポスター作成枚数の限度はポスター掲示場の数 114枚（現在、千代田区のポスター掲示場の数は 114か所）		単価＝(462円88銭×ポスター掲示場の数＋257,500円)／ポスター掲示場の数＝2,722円 2,722円×114＝310,308円	

※公費負担の対象は、供託物が没収されない候補者に限ります

住宅の建設・購入などに

住宅資金融資あっせん（利子補給）制度のご利用を

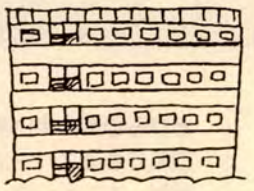

職と住が共存する調和のとれた街づくりを進めていくためには、人が住み続けられる良好な住宅を整備することが大切です。

そこで区では、「住宅資金の融資あっせん」と「民賃住宅への利子補給」を行っています。

今年度から区の利子補給期間を全償還期間に適用し、自己用住宅を夫婦共有で取得する場合には、持分割合に応じて夫婦それぞれに融資をあっせんできます。また、取扱金融機関によっては、連帯保証人に代わる保証制度が利用できるようになりましたので、お気軽にご相談ください。

問合せ　住宅推進担当課

住宅資金融資あっせん

区内に住宅を新築したり、賃貸用住宅の建設などをする方に、その資金の一部について、金融機関への融資あっせんを行います。また、利子の一定割合を区が負担します。

申し込みのできる方

①区内在住者で（融資のあっせんを受けた住宅に住み、住民登録をする方を含む）、

②前年度の住民税を完納し、

③申し込み時の年齢が満20歳以上で、満70歳までに償還でき、

④担保等の設定が可能な方。

※賃貸用住宅等については、区内に1年以上住所を有する中小企業法人も申し込みができます。

対象になる住宅

自己用住宅　住宅部分の床面積が40㎡以上220㎡以内の住宅

併用住宅　住宅部分の床面積が、建物の延べ床面積の3分の1以上であるか、または区分所有が可能な建物で、自己用住宅の条件を満たす住宅

賃貸用住宅　各住宅部分の床面積が30㎡以上120㎡以内の住宅

※住宅の改修にも利用できます。

融資額

融資額は、工事費や購入費の80％以内の金額です。また、金融公庫等の融資を併用する場合は、見積額から併用する融資額を差し引いた額になります。

なお、融資額は、つぎの①と②の計算によって算出された額のうち低い額です。

①所得額による融資限度額

・年間償還額が、申し込み時の前年所得額の4割を限度とする額。なお、所得額は申し込み本人と同居している配偶者、親または子のいずれか1人の所得を合算できます。ただし、合算できる額は、本人所得の2分の1を限度とします。

・事務所などとの併用住宅および賃貸用住宅の場合は、前年度の所得に賃貸料見込み収入の70％を加算できます。

※法人の所得は、別に算出方法があります。

②金額による限度額

・自己用住宅＝5千万円

・賃貸用住宅＝5億円

・住宅の改修＝1千万円

利率・利子補給率

利率は、金利固定型で年5・46％です。このうち本人負担率は年3・56％、区負担率（利子補給率）が年1・90％で、利子補給は全償還期間行います。

なお、特例として、公営住宅から転出する方、身体に障害のある方、高齢者と同居される方、共同で建築する方などには年3・80％、賃貸用住宅を建築する方には年4・40％、社宅・寮を建設する方には年3・50％の利子補給率を適用します。

償還方法

新築・購入は20年以内、改修は10年以内の元利均等返済。自己用住宅の新築・購入の場合には、親子リレー償還制度も利用できます。

▼親子リレー償還制度

親子ともに安定した収入があり、融資を受ける住宅に親子が同居することなどを条件として、償還期間をより長期にできる制度です。

償還期間は、11年以上30年以内の元利均等返済です。また、利率は金利変動型利率を適用し、利子補給率は年1・50％（特例の場合は年3・00％）で、補給期間は最長20年です。

民賃住宅への利子補給

住宅・都市整備公団の「民営賃貸用特定分譲住宅制度」や「給与用特定分譲住宅制度」を利用して、土地所有者が賃貸用住宅を建設する場合に、利子補給をします。

対象　区内在住者、または区内に1年以上住所を有する中小企業法人

利子補給期間　20年

利子補給率　一般賃貸用住宅＝譲渡代金確定契約時における割賦利息の80％、法人が建設する社宅・寮＝譲渡代金確定契約時における割賦利息の65％

利子補給対象額　1棟5億円

◆　◆　◆

申込方法　区役所4階の住宅推進担当課の窓口にある申込書でお申し込みください。随時、受け付けます。

※案内書は、6月20日(月)から各出張所、区役所1階の区政案内相談コーナー、住宅推進担当課で配布します。

本区財政の実態を区民のみなさんに正しく理解していただき、区政により一層のご協力をお願いするため、財政状況の公表を毎年２回行っています。

今回は、平成５年度下半期（平成６年３月31日現在）の財政状況をお知らせし、あわせて平成６年度当初予算の概要をお知らせいたします。

問合せ　企画部財政課

区の家計簿

財政状況の公表

お知らせします

平成５年度下半期（平成５年10月１日～６年３月31日）

平成５年度一般会計の概要

［当初予算］

平成５年度予算は、実施計画事業の具体化に向け、可能な限り予算化を図り、特に緊急課題である定住人口対策、高齢者福祉をはじめとする地域福祉対策、商工振興対策等の施策を積極的に推進し、区民福祉の総合的な向上を目指して、当初422億6,525万5千円を計上しました。

［補正予算］

上半期では補正はありませんでしたが、下半期では、新たな行政需要の増加により、10月に２億833万1千円、３月に50億7,216万1千円の補正を行いました。

この結果、平成５年度の最終予算総額は、475億4,574万7千円となりました。

なお、下半期の補正予算の主な内容は次のとおりです。

(1)	街づくり推進公社運営補助の追加	93,873千円
(2)	中高層階住居専用地区調査等経費	15,236千円
(3)	財政調整基金積立金の追加	3,547,067千円
(4)	教育施設整備基金積立金の追加	3,802,564千円
(5)	橋梁（きょうりょう）の整備経費の更正	△944,924千円
(6)	市街地再開発事業推進経費の更正	△1,098,000千円
(7)	職員給与費の更正	△164,753千円

［繰越明許費］

平成５年度に計上した経費のうち、その支出が翌年度にわたるため、平成６年度へ繰り越すことができる繰越明許費の限度額を、総額７億7,636万7千円と定めました。

この内訳は次のとおりです。

(1)	神保町出張所・区民会館仮庁舎建設費	39,369千円
(2)	道路の改修整備	66,165千円
(3)	道路修景事業の推進（カラー舗装道路の整備）	341,072千円
(4)	区道掘削跡（くっさく）の復旧工事	65,571千円
(5)	（仮称）岩本町二丁目複合施設建設	72,100千円
(6)	仮住宅建設	89,090千円
(7)	（仮称）神田小川町三丁目複合施設建設	103,000千円

［収入・支出の状況］

平成５年度の最終予算現額は、平成４年度からの繰越明許費を加え、総額486億4,519万1千円となりました。

なお、平成６年３月末現在の収入・支出の状況は左のグラフのとおりです。

一般会計

平成５年度予算執行状況（予算規模486億4,519万1千円）

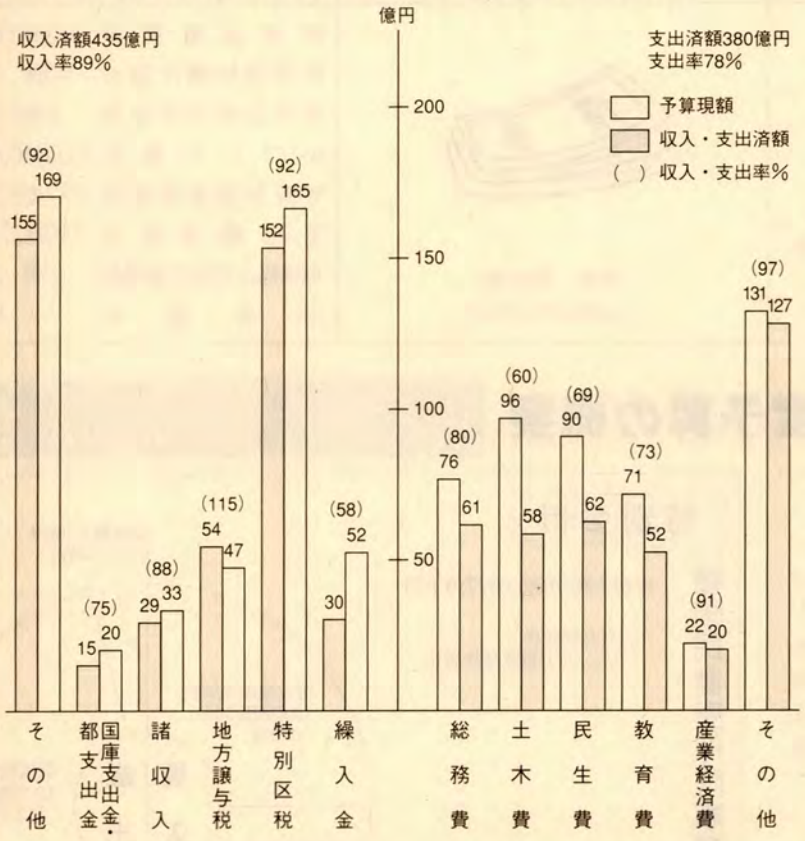

平成５年度特別会計

国民健康保険事業会計

平成５年度予算執行状況（予算規模19億151万4千円）

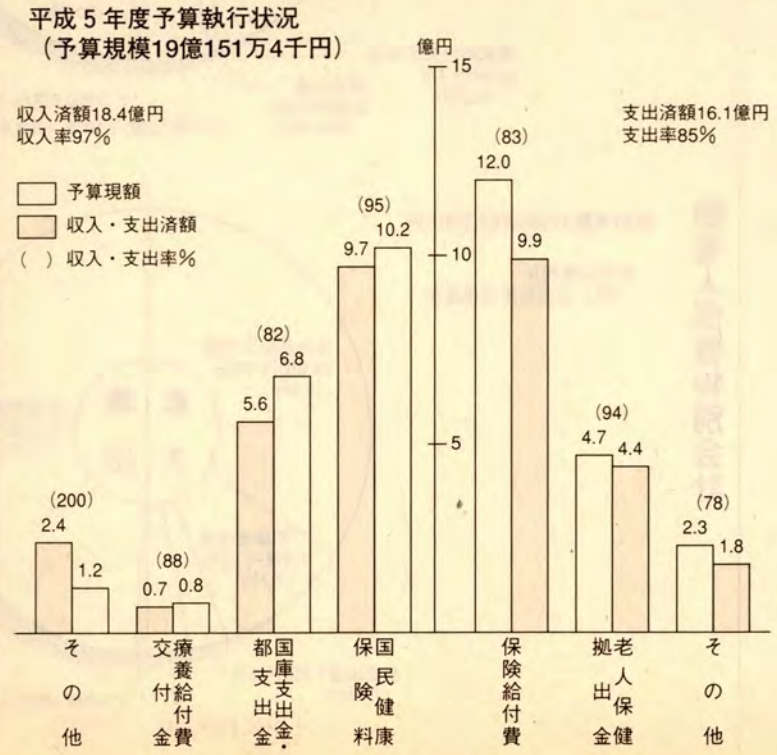

老人保健特別会計

平成５年度予算執行状況（予算規模35億1,264万7千円）

区民負担および区民サービスの状況(一般会計)

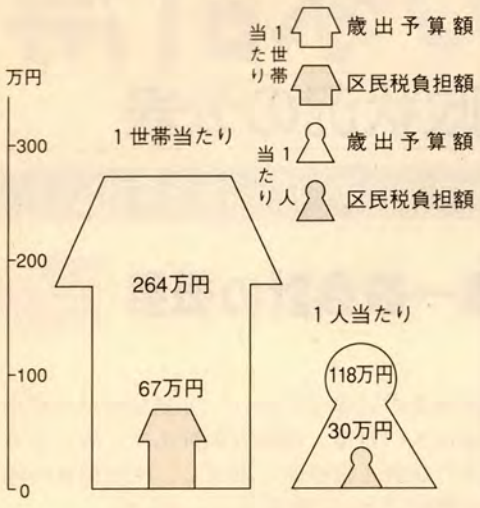

千代田区債

区では、千代田区債を発行し、財政運営の一端を補っています。区が公共施設の建設や土地を購入する場合などには一時に多額の経費がかかるため、単年度の経常的な収入ではまかないきれません。そこで千代田区債（地方債）を発行し、必要な資金を調達しています。また、区債には施設建設経費を将来その施設を利用する人々にも負担していただくという世代間の負担の公平を図るという機能も有しています。

発行目的	平成5年9月末現在高	平成5年度下半期 発行額	平成5年度下半期 償還済額	平成6年3月末現在高
	千円	千円	千円	千円
総務債	347,036	0	56,840	290,196
民生債	524,610	187,800	14,755	697,655
衛生債	360,987	0	22,041	338,946
産業経済債	178,723	0	35,624	143,099
土木債	444,557	0	13,074	431,483
教育債	1,327,370	0	67,660	1,259,710
合計	3,183,283	187,800	209,994	3,161,089

区有財産の現況（平成６年３月末）

公有財産			基金
土地	建物	株券・債券等	
			財政調整基金　63億2,608万円 区民福祉厚生基金　99億　11万円 非常災害対策基金　2億8,355万円 街づくり基金　200億6,471万円 教育施設整備基金　297億8,721万円 住宅整備基金　118億2,162万円 地域福祉活動支援基金　2億　238万円 用品基金　800万円
区役所庁舎、学校、保育園、福祉会館、高齢者センター、公園などの土地 (230,432㎡)	区役所庁舎、学校、保育園、公会堂、福祉会館、高齢者センターなどの建物 (215,727㎡)	株券・債券等 (19億8,013万円)	

平成６年度予算の概要

一般会計

平成６年度当初予算は、新基本計画に基づく実施計画事業の具体化に向けて予算化を図り、「多様な人びとが、住み、働き、集う、心豊かなまち千代田」の着実な実現を目指すとともに、特に区政の緊急課題である定住人口対策をはじめ、地域福祉対策、商工振興対策、リサイクルの推進、街づくり、教育環境の整備等、区民福祉の向上を積極的に推進するための予算として編成しました。この結果、予算額は447億9,678万1千円となり、平成５年度当初予算に比べ25億3,152万6千円（6.0%）の増となりました。

※この予算の主な事業については本紙４月20日号でくわしく紹介してあります。

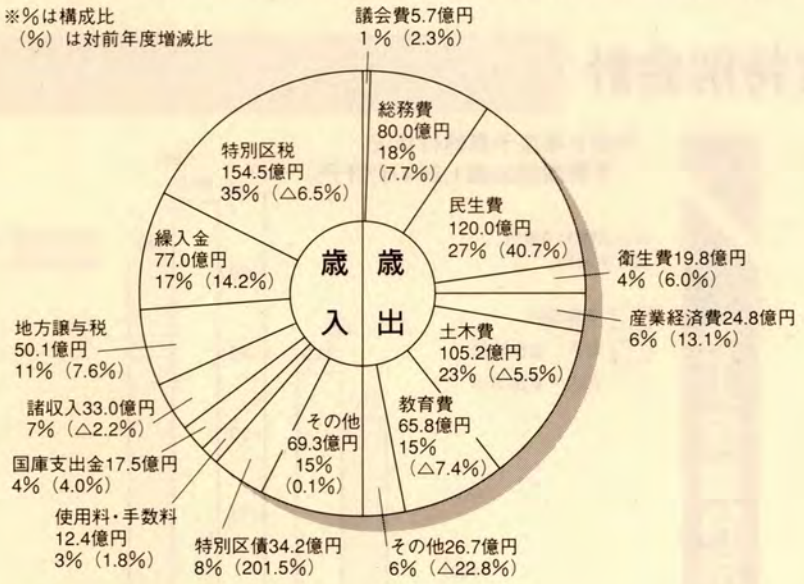

★歳出予算1,000円の使いみちは？

区民相談や区の事務・管理に	福祉に	道路・公園・河川に	学校教育関係に	中小企業や消費者に	健康に
176円	268円	142円	114円	54円	44円
社会教育に	区債の返還に	区議会の運営に	防災・公害・緑化に	市街地整備・住宅関係に	その他に
33円	15円	13円	3円	92円	46円

特別会計

国民健康保険事業会計

当初予算20億8,297万3千円

※%は構成比
（%）は対前年度増減比

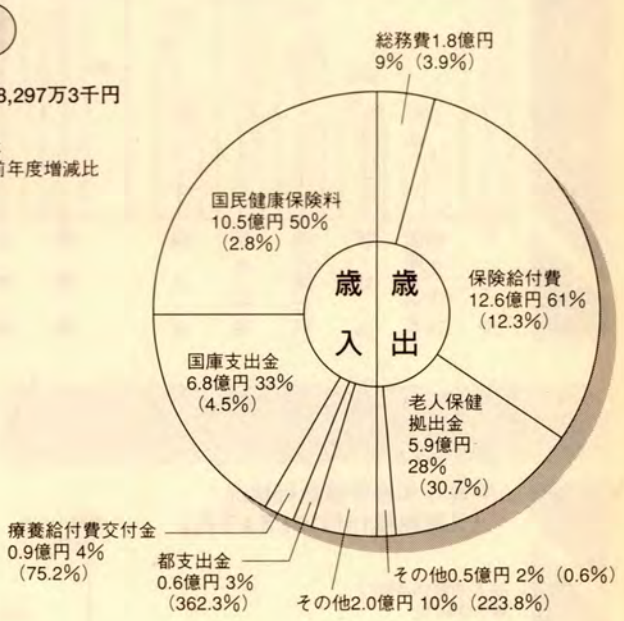

老人保健特別会計

当初予算37億5,762万3千円

※%は構成比
（%）は対前年度増減比

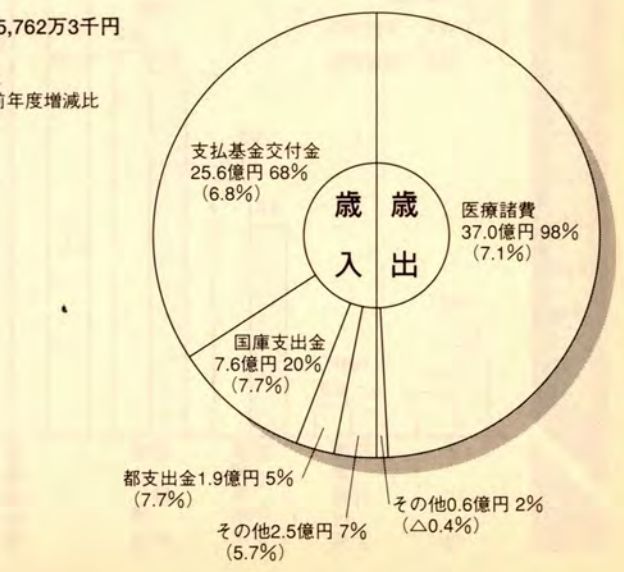

夏休みには泳げるように
子ども水泳教室
参加者募集

対象 区内在住、在学の小学生で、全く泳げないか、10m程度しか泳げない初心者100名。
参加費 無料
申込み・問合せ 往復ハガキに「子ども水泳教室」、住所、氏名、性別、年齢、学校名、学年、電話番号を書いて、6月24日㈮までにスポーツ振興課（〒101千代田区内神田2－1－8総合体育館内☎3256－8444）へ。
※申し込み多数の場合は、抽せんになります。
とき 7月6日㈬～8日㈮、12日㈫、13日㈬の計5日間、時間はいずれも午後3時～5時
会場 総合体育館室内プール（内神田2－1－8）

特別区民税・都民税（普通徴収分）
納期限は6月30日㈭

平成6年度特別区民税・都民税（普通徴収分）の「納税通知書」を6月10日㈮にお送りします。
第1期分の納期限は、6月30日㈭です。お近くの金融機関、区役所税務課、出張所で忘れずに納めてください。
なお、今年度は特別減税が実施されますので、第1期分の税額は、減税額を差し引いた額となっています。
問合せ 特別減税のことなど、くわしくは、税務課納税係へ。

ちょっとお得な
前納報奨金制度

第1期分の納期限（6月30日㈭）までに、第1期分から第4期分までの税額を全額納めた場合には、報奨金をお支払いします。
くわしくは、納税通知書に同封する「お知らせ」をご覧ください。
問合せ 税務課納税係

課税・納税証明書を
申請するときは

特別区民税・都民税の課税・納税証明書などを申請できるのは、本人または本人の代理人に限ります。
申請には、窓口に来られる方の印鑑をお持ちください。また、代理人の方が申請するときには、「委任状」が必要です。
問合せ 申請の方法など、くわしくは、税務課課税係へ。

箱根の森で
健康セミナー「成人と運動について」

緑豊かな箱根で、スポーツ医学にくわしい医師による講義と健康チェック、そしてアスレチック施設を利用する「健康セミナー」を行います。
とき 6月26日㈰～27日㈪（26日㈰午後2時30分小田急線新宿駅出発）
※27日㈪は、朝食後解散しますので、そのまま出勤できます。
場所 箱根ウィスタリアンライフクラブ「ヴェルデの森」（神奈川県箱根町二の平、小涌園の隣）
対象 区内在住者、中小企業に働く区内在勤者とその家族20名
内容 「成人と健康について」
講師 箱根小涌園診療所郷 辰彦氏
参加費 1万1千円（勤労者福祉事業の会員は、9千円）
※1泊2食つき
申込み・問合せ 電話で6月20日㈪までに、㈱ちよだ中小企業センター勤労者福祉課（☎3294－8558）へ。

男女平等推進懇談会委員を募集します

区では、平成4年12月に策定した「新基本計画」が目指す男女平等社会実現のため、学識経験者と区内各団体推薦者、区内在住、在勤者の皆さんによる「千代田区男女平等推進懇談会」を設置します。
地域、家庭、職場などでの男女平等をすすめ、男女が互いを尊重し、ともに人間らしく生きることのできる真の男女平等社会をつくるため、ぜひご意見をおきかせください。
対象 区内在住、在勤者各5名、計10名
任期 平成6年7月～平成8年3月
委員の決定 7月上旬、委員を決定し、通知します。
申込み・問合せ 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号（在勤の方は、勤務先の名称、所在地、電話番号を追記）のほか、応募の動機を200字程度にまとめ、6月30日㈭までに封書で総務課（〒102千代田区九段南1－6－11）へ。

食品関係に従事する皆さんへ
食中毒の予防のために 食品衛生講習会

あなたのお店から、〝食中毒〟を出さないために、ぜひ、受講してください。
受講者に「受講資票」をお渡しします。また、「食品衛生責任者手帳」がある方は、当日お持ちください。
とき 6月16日㈭午後2時30分～4時
会場 千代田区公会堂（九段南1－6－17）
対象 食品関係従事者
内容 「食中毒シーズンに向かっての注意」
問合せ 神田保健所☎3291－3645

麹町・神田
保健所で 日本脳炎予防接種

保育園・幼稚園児、小学校4年生、中学校2年生で、日本脳炎の集団予防接種を受けられなかった方を対象に、予防接種を行います。
対象となる方は、各保健所へ直接おいでください。
▼**麹町保健所**（平河町2－7－4）
とき 6月14日㈫、21日㈫、28日㈫、7月5日㈫の時間はいずれも午後2時～3時30分
問合せ 麹町保健所保健サービス課☎3221－1311
▼**神田保健所**（神田錦町3－10）
とき 6月15日㈬、22日㈬、29日㈬の時間はいずれも午後1時30分～3時
問合せ 神田保健所保健サービス課☎3291－3641

子どもたちに暖かい支援を――
里親さんを募集

現在、親の離婚、家出、死亡などのために、家庭での生活を送ることができない子どもたちが、養護施設や乳児院で養育されています。
東京都では、このような子どもたちを健全に育ててくださる里親さんを求めています。
里親には、養子縁組を目的として子どもを育てる「養子縁組里親」と、養子縁組を前提としない「養育家庭」、4～6人の子どもを一緒に育てる「ファミリーホーム」があります。また、養育期間中は、子どもの養育費が支払われます。
里親になるためには、一定の条件がありますので、くわしくはお問い合わせください。
申込み・問合せ 東京都児童相談センター（新宿区戸山3－17－1☎3208－1121）、二葉乳児院（新宿区南元町4☎3359－4636）

国民健康保険

■**国保保養施設のご案内**
国民健康保険では、東京近県の行楽地、温泉地の旅館などと契約し、加入者の皆さんが、割安な料金で利用できる保養施設を開設しています。
利用方法や旅館名などくわしくは、4月にお送りした「国保の手引」をご覧ください。
問合せ 国保年金課管理係

国民年金

■**保険料の免除制度**
国民年金の保険料を未納のままにしておくと、老齢年金や障害年金、遺族年金が受け取れないことがあります。
経済的な理由などで、支払いが困難な人に対しては、前年の所得が定められた基準以下のとき、保険料の納付を免除する制度がありますので、お気軽にご相談ください。
また、学生の皆さんには、別の基準で免除制度がありますので、ご相談ください。
問合せ 国保年金課国民年金係
■**年金受給額が改正**
国民年金の年金受給額が、4月分から、左表のとおり引き上げられました。
問合せ 国保年金課国民年金係

▼年金受給額

種　類	年金受給額（円）（ ）内は対前年引上額
10年年金	454,000（6,100）
5年年金	386,400（5,100）
障害年金（1級）	934,100（12,500）
障害年金（2級）	747,300（10,000）
母子年金（子1人）	962,700（12,900）
老齢基礎年金	747,300（10,000）
障害基礎年金（1級）	934,100（12,500）
障害基礎年金（2級）	747,300（10,000）
遺族基礎年金（子1人）	962,700（12,900）
老齢福祉年金	382,400（5,100）

※保険料支払済期間などにより年金受給額が変わります。

施設だより

ちよだパーク サイドプラザ ☎3864—8931

■**プラザこども劇場**
とき　6月15日(水)午後2時～、劇団「飛行船」によるぬいぐるみ人形ミュージカル「オイラ、オバケのマロンちゃん」

児童館

●**四番町児童館** ☎3234—3084
☆**観劇会**　6月15日(水)午後3時～、劇団「小さいお城」による「シンドバッドの冒険」

●**富士見児童館** ☎3262—1040
☆**観劇会**　6月25日(土)午後1時30分～、劇団「こがねむし」による「きょうりゅうトップスの大ぼうけん」

●**神田児童館** ☎3253—6021
☆**映画会**　6月15日(水)午後2時～、「スーパーマリオ」

高齢者センター ☎3265—3981

皆さんの健康づくりのため、つぎの相談を行っていますので、どうぞご利用ください。

▽**健康相談**
とき　毎週火・木・金曜日（第1水曜日は除く）の午後1時～3時
内容　内科医師による保健指導（なお、毎月第3金曜日は、整形外科の相談）

▽**リハビリ相談**
とき　毎週火・金曜日の午後1時30分～3時30分
内容　理学療法士による機能回復訓練の相談と助言指導（なお、原則として第2金曜日と第4火曜日の午後1時30分からは、リハビリ体操を行います）

▽**歯科相談**
とき　毎月第4月曜日の午後1時30分～3時（8月・12月・3月はお休み）
内容　神田・麹町両保健所の歯科衛生士による相談

千代田図書館 ☎3264—0151

■**土曜映画会**（無料）
とき　6月11日(土)午前10時～
会場　九段社会教育会館（九段南1—5—10）
作品　「バンビ」

■**土曜映画会**（無料）
とき　7月2日(土)午後1時30分～
会場　九段社会教育会館
作品　「男はつらいよ～寅次郎真実一路～」

■**16ミリ発声映写機操作講習会**（無料）
とき　7月7日(木)、8日(金)の時間はいずれも午前9時～午後5時
会場　区役所10階会議室（九段南1—6—11）
内容　映写理論、操作方法等を学び、全課程を修了した方には、操作修了証を交付します。
対象　16歳以上の区内在住、在勤、在学者（先着30名）
申込み　6月21日(火)～25日(土)に、千代田図書館4階事務室へ。
※申し込みの際、身分を証明するもの（健康保険証、身分証、学生証など）と80円切手をお持ちください。

ごあんない

■**内職あっ旋・相談**
区では、内職を希望する方に、仕事をあっ旋しています。あて名書き、校正、ワープロなど、家庭でできる仕事がありましたらご提供ください。
また、内職の仕事をしてみたい方の相談も受け付けていますので、お気軽にご利用ください。
※なお、内職をしてみたい方、仕事を提供してくださる事業所は、登録が必要となります。
問合せ　商工振興課商工観光係

■**消費生活展参加団体募集**
10月21日(金)、22日(土)に行われる「消費生活展」は、今年で16回目を迎えます。区内消費者グループなどの団体が、日頃の学習成果を発表する場、そして区民の皆さんが身近に消費生活を考える場となっている「消費生活展」に、参加してみませんか。
参加資格　区内在住、在勤、在学者で、日頃消費生活に関する問題を学習しているグループ
問合せ　商工振興課消費経済係

■**子どもの遊び場確保に補助金を支給**
区では、地域の子どもたちに遊び場や遊びの機会を提供する町会などの団体に、補助金を支給します。
この制度にあてはまる団体は申請手続きをお願いします。
申請期間　6月6日(月)～30日(木)
問合せ　児童課児童係

■**幼稚園就園奨励費**
幼児の幼稚園就園を奨励するため、保育料などを補助（減額・免除）しています。
お子さんが和泉幼稚園に通園している場合には、さらに給食費についても減額・免除します。
対象　区内に居住し、お子さんを幼稚園に就園させていて、平成6年度の区民税所得割課税額が、下表の条件に該当する世帯（生活保護を受けている世帯は、私立または区立幼稚園のどちらでも減額・免除を受けられます）
申込み　各幼稚園にある申請用紙に必要事項を記入し、平成6年度の区民税課税証明書を添えて、幼稚園へ提出してください。
問合せ　学務課学務係

▼減額・免除の対象となる区民税所得割課税額(世帯計：年額)

	区立幼稚園		私立幼稚園
	一般保育	長時間保育	3～5歳児
保育料等	10,000円以下	30,000円以下	90,900円以下
給食費	10,000円以下（和泉幼稚園のみ）		

■**新千代田まつりにあなたのアイデアと実行力を**
区では昨年秋の「ちよだフェス'93」に続いて、今年も新たなイベントを企画中です。このイベントをすばらしいものにするために、区内在住、在勤の皆さんのアイデアやご意見をお待ちしています。
問合せ　㈱千代田区コミュニティ振興公社 ☎5275—0123、FAX5275—0125

いんふぉめーしょん

■**特別無料法律相談**
とき・内容　6月21日(火)＝不動産専門相談、6月22日(水)＝消費者金融・金銭問題専門相談、6月23日(木)＝相続・遺言・家庭問題専門相談、時間はいずれも午前10時～午後3時
会場　新中央ビル9階（渋谷区代々木2—13—4）
問合せ　㈱法律扶助協会新宿法律援助センター ☎5350—2851

神保町出張所 神保町区民会館 が 仮庁舎に移転します

神保町出張所は、6月6日(月)から仮庁舎（地図参照）で業務を行います。
なお、区民会館は6月20日(月)から開館します。

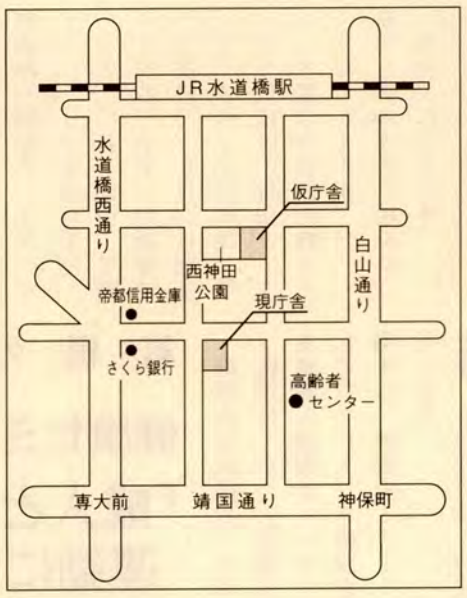

仮庁舎所在地　西神田2—3—15
問合せ　神保町出張所 ☎263—0741（電話番号は変わりません）

まちの話題

7年ぶり千貫みこし登場
神田っ子の本領発揮 盛況　神田まつり

今年の「神田まつり」はご覧になりましたか？
5月12日から始まったまつりは、15日にはこどもみこし、女神輿（みこし）を含むたくさんの神輿が街にくりだし、宮入りで最高潮に達しました。なかでも日本一と称される旧神田市場の千貫神輿は、その大きさもさることながら、7年ぶりのお目見えとあって、注目度は抜群。より一層まつりを盛り上げます。
天気はぐずつき気味で、残念ながら〝まつり日和〟とは言えませんでしたが、時折強くなる雨足も忘れ、神輿の列は街を練り歩きました。
ふだんは近代的な企業ビルが立ち並ぶ街も、色とりどりのハッピに身を包んだ大勢の担ぎ手や道いっぱいの観衆と相まって、熱気にあふれた一日でした。

児童館合同スポーツ大会の日程が変更になりました

6月11日(土)に予定していた児童館合同スポーツ大会は、都合により6月26日(日)午前9時30分から開催することになりました。
会場は、外濠公園総合グラウンド（JR四ッ谷駅下車徒歩5分）で変更はありません。
なお、11日(土)は児童館を通常どおり開館します。
問合せ　くわしくは、児童課または各児童館へ